

自然災害発生時における業務継続計画

(える一む)

法人名	特定非営利活動法人 ふよう土 2100	種別	放課後等デイサービス
代表者	中村真由美	管理者	酒井道治
所在地	福島県郡山市静西 1丁目31	電話番号	024-983-1860

1. 総論

(1) 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

①利用者の安全確保:

利用者は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。

②サービスの継続:

利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

③職員の安全確保:

職員の生命を守り、生活の維持に努める。

(2) 推進体制

・継続的かつ効果的に取り組みを進めるために推進体制を構築する。

(3) リスクの把握

①ハザードマップなどの確認

・施設所在地のハザードマップ(地震、津波、風水害)等の確認(別紙)。
・ハザードマップ類は見直しが行われることがあるので、定期的に確認し変更されていれば差し替えることも必要である。

②被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【自治体公表の被災想定】

<項目例>

<交通被害>

道路: 3～7日で仮復旧(迂回路が利用できる想定)。1～2日で仮復旧(迂回路が利用できる想定)

橋梁: 迂回路を含め、3～7日で仮復旧。迂回路を含め、1～3日で仮復旧。

鉄道: 1か月。2週間

<ライフライン>

上水: 7日(震度6程度)

下水: 7日(震度6程度)

電気: 3日(震度6程度)

ガス: 3週間(震度6程度)

通信: 3日(震度6程度)

【自施設で想定される影響】

・停電や電力使用の制限—使用機器、冷暖房、食事の提供の制限
・都市ガス、プロパンガスの使用停止や制限—冷暖房、食事の提供の制限
・断水—飲料、清掃への影響

- ・電話やインターネット等の通信網の断絶—指示命令系統の混乱、情報収集が困難
- ・道路の寸断や使用の制限—職員の出勤への影響、利用者の通所への影響
- ・公共交通機関の機能不全—職員の出勤への影響、利用者の通所への影響
- ・ガソリンなどの燃料不足—職員の出勤への影響、利用者の通所への影響
- ・食料の不足—食事の提供やアレルギー対応の制限
- ・日用品の不足—通常支援の制限
- ・医療品の不足—医療的支援の制限
- ・金融機関の機能不全—キャッシュの不足
- ・行政の機能不全—手続き等の煩雑化
- ・住居の倒壊・破損—職員の出勤への影響、利用者の通所への影響

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

<優先する事業>

- (1) 放課後等デイサービス
- (2) 相談支援事業

<当座休止する事業>

- (1) 交流サロンひかり
- (2) 事務管理作業

② 優先する業務

放課後等デイサービス あゆみ、えるみ

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

■以下の教育を実施する。

(1) 入職時研修

- ・時期:入職時
- ・担当:統括
- ・方法: BCP の概念や必要性、感染症に関する情報を説明する。

(2) BCP 研修(全員を対象)

- ・時期:毎年 4 月
- ・担当:管理者
- ・方法: BCP の概念や必要性、感染症に関する情報を共有する。

(3) 外部 BCP 研修(全員を対象)

- ・時期:毎年 6 月
- ・担当:外部講師
- ・方法:外部の e ラーニングを受講する。

■以下の訓練(シミュレーション)を実施する。

- ・時期:毎年3月、9月
- ・担当:管理者
- ・方法:感染者の発生を想定し、BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達方法の確認などを机上訓練で確認する。

② BCPの検証・見直し

以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。

毎年3月、9月に管理者が理事会に報告する。

- ・BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。
- ・教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。
- ・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

2 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物	建築基準法上基準を満たしている	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
ロッカー	転倒防止対策	
消火器	設備点検を定期的に行う	

③ ・水害対策

対象	対応策	備考
内水による危険性の確認	消防訓練の際に点検を実施	

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
PC	バッテリー充電器の用意
照明	懐中電灯
暖房	毛布・カイロ

(3) ガスが止まった場合の対策

ガスは使用しない (あゆーむ)

ガスは使用しない (えるーむ)

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

必要な飲料水の備蓄量を計算し、備蓄する。不足に備え、確保策、削減策を検討する。

- ・ 飲料水を以下の計算式に従い用意する。

1.5 リットル/人/日 x 20 人分(職員を含める) x 3 日 = 90 リットル

- ・ 対応策(確保策)

近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器を準備し、水を取りに行く。
郡山市災害対策本部よりペットボトルを優先的に提供してもらう。

- ・ 対応策(削減策)

飲料水用のペットボトルなどの保管方法を検討する。

備蓄庫・倉庫に保管するのが望ましい。

- ・ 飲料水は、定期的に使用し、新しいものと入れ替える。

② 生活用水

対応策(削減策)生活用水の多くは「トイレ」で利用

「トイレ」では、簡易トイレの使用

断水していない職員の自宅から持ってきてもらう。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

- ・ 被災時複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備する。
- ・ 通信機器、通信機器のバッテリー(携帯電話充電器、乾電池等)を確保する。

固定電話 1 台

事業所の携帯 3 台

職員個人の携帯

・ 被災地では電話がつながりにくくなるため、同じ被災地域にいる人同士が連絡を取ろうとしても、連絡が取りづらくなることもある。そういった際には、交流のある施設などを中継点とし、職員・施設が互いに連絡を入れるなど、安否情報や伝言などを離れた地域にいるところに預け、そこに情報が集まるようにしておく。

(6) システムが停止した場合の対策

・ 災害対策の文書類はデータでの保存だけでなく、すぐに使えるよう印刷してファイル等に綴じて保管しておく。重要書類は、紙で保管。

- ・ 対応策

PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管しておく。

PC、サーバのデータは、定期的にバックアップをとっておく。

いざという時に持ちだす重要書類をあらかじめ決めておく。

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性がある。

- ・トイレ対策としては、簡易トイレなどを検討する。

【利用者・職員】

- ・電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする。（周知が遅れると、汚物があふれて処理業務が発生するため）。
- ・ビラを事前に作成し、保管しておく。
- ・女性のために、生理用品などを備蓄しておく。

【汚物対策】

- ・排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。消臭固形剤を使用した汚物は、燃えるごみとして処理が可能である。

(8) 必要品の備蓄

- ・被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する。

別紙 備蓄品リスト参照

- ・備蓄品によっては、賞味期限や使用期限があるため、担当者を決めて、定期的にメンテナンスを行い、リストを見直す。

(9) 資金手当て

- ・万一の場合に備えて、手元資金(現金)を準備しておく。

- ・平時から現在加入の保険でカバーされる範囲や補償内容等を確認しておく。

自施設・事業所が加入している火災保険は、地震、水害が補償が付いているか確認しておく。

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けてBCPを発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】

本書に定める緊急時体制は、郡山市周辺において、震度 5 強以上の地震が発生したとき。

【水害による発動基準】

<水害>避難する時間も考慮して考える。

- ・施設所在地の都道府県で大型台風の直撃が見込まれる場合。
- ・警戒レベル 2 の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。
- ・対策本部の体制(代行者を含む)を決める。

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
管理者	副管理者	職員のうちで職歴が長い方

(2) 行動基準

- ・利用児童・生徒と自分の生命を守る行動を心がける。

(3) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

【様式 1】 推進体制の構成メンバーを参照。

- ・平常時 日常点検・訓練を行う。
- ・災害直後 生命を守る行動を行う。
- ・当日 二次災害対策を行う。
- ・体制確保後 事業再開を行う。
- ・体制回復後 通常営業を行う。
- ・復旧後 評価を行う。

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第 1 候補場所	第 2 候補場所	第 3 候補場所
相談支援事業所ひかり相談室	える一む	あゆ一む

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

- ・基本的に事業所利用時は、室内で安否確認を実施することが可能。
- ・ただちに保護者へ連絡を行う

【医療機関への搬送方法】

- ・保護者と連絡をとり、かかりつけ医にて対応する。

② 職員の安否確認

【施設内】

- ・基本的に営業時間内は、室内で安否確認を実施することが可能。

【自宅等】

- ・電話・SNS 等にて利用者の安否確認を行う。

(6) 職員の参集基準

〈初動職員〉

対象職員:理事長、管理者

地震—郡山市周辺において、震度 5 強以上の地震が発生

水害—大雨警報(土砂災害)、洪水警戒が発表されたとき。台風により高潮注意報が発表されたとき。

〈その他の職員〉

理事長及び管理者の指示に従い、求めがあった場合・自宅等が被災していない場合は参集となる。

【自動参集基準の対象外】

- ・自宅が被災した場合
- ・自身または家族が負傷し、治療等が必要な場合

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	避難場所	避難方法
	える一む訓練室	・被災時では順序正しく、整列して避難はできないことが想定され、個々の特性を職員各自が理解した上で臨機応変に対応する。

【施設外】

	指定緊急避難所	指定避難所
避難場所	静公園	大槻東地域公民館

避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時は靴を履く。 ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。 ・避難にあたっては、事業所内に残された人がいないか、大声で確認しながら避難する。 ・避難時持ち出し袋を忘れずに。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時は靴を履く。 ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。 ・避難にあたっては、事業所内に残された人がいないか、大声で確認しながら避難する。 ・避難時持ち出し袋を忘れずに。
------	---	---

(8) 重要業務の継続

・被災時の厳しい状況でも、利用者の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならぬ最低限の業務を「重要業務」として継続を目指す。

経過目安	発生直後	発生後 6 時間	発災後 1 日	発災後 3 日
職員数	出勤率 40%	出勤率 60%	出勤率 60%	出勤率 80%
	2 名	3 名	3 名	4 名
在庫量	100%	90%	70%	20%
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水
重要業務の基準	生命を守るため必要最低限	食事中心、その他は減少・休止	ほぼ通常、一部減少・休止	ほぼ通常
食事支援	必要な方に支援	必要な方に支援	必要な方に支援	ほぼ通常
排泄支援	必要な方に支援	必要な方に支援	必要な方に支援	ほぼ通常

(9) 職員の管理(ケア)

① 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
事務室（通常と同様に対応）	不要

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

<p>【災害時の勤務シフト原則】</p> <p>勤務シフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。 <p>参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう、災害時の「勤務シフト」原則を検討しておく。</p>

＜勤務シフトの原則＞最低週 1 日は休日とする。

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

＜建物・設備の被害点検シート例＞

	対象	状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	...		

② 業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	業務内容
(有)アイビーエム	090-6626-6389	建築・土木・水道

③ 情報発信 (関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)

公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載する。

風評被害を招く恐れもあるため、広報・情報班が、一元的に丁寧な対応や説明を行う。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

現時点では、連携を協議している連携先はないものの、他施設・他法人と協力関係を築くことは大切で、普段から良好な関係を作っていく。

② 連携協定書の締結

予定なし

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
放課後等デイサービス事業 所連絡会	連絡会事務局	相互交流

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
針生ヶ丘病院	024-932-0201	協力医療機関

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
郡山市役所障がい福祉課	024-924-2381	
郡山市保健所	024-924-2120	
郡山市障がい者基幹相談支 援センター	024-983-3044	

(2) 連携対応

① 事前準備

法人内事業所と情報を共有し、運営体制の強化を図っていく。

利用者情報の整理

- ・避難時に備えて利用者情報をまとめた「利用者ファイル」を作成し、書庫に保管。
- ・避難時は職員が持参し、避難先施設に共有する。

② 共同訓練

法人内事業所と情報を共有し、防災訓練等を実施する。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

災害時に公的な対策本部の要請があれば、対応していく。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所として必要な設備を備えてはいないが、利用児童家族等からの要請で利用申し出があればその都度対応していきたい。

② 福祉避難所開設の事前準備

物資等については、積極的な開設ではないので弊所において用意するのではなく、利用希望者のご家庭毎の対応を求める。一般避難所の利用が困難と予測される利用児童の保護者には平時に説明をして自助努力にて対応していただく。

6 通所系・固有事項

【平時からの対応】

○サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先

や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。

○平常時から、地域の避難方法や避難場所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫する。

【災害が予想される場合の対応】

○台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、利用者やその家族にも説明する。

【災害発生時の対応】

○サービス提供を長時間休止する場合は、必要に応じて、他事業所のサービス等への変更を検討する。

○利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎者の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力も得る。

関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等に対応する

更新履歴>

更新日	更新内容	
令和 6 年 3 月 1 日	新規作成	
令和 7 年 4 月 1 日	改正	